

都市再生機構の住宅売却・削減に関する意見書

平成19年6月22日、規制改革会議及び規制改革・民間開放推進会議の答申の内容を盛り込んだ「規制改革推進のための3か年計画」が閣議決定された。この中で、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅のうち、公営住宅階層の居住者が大半を占めているものについては、機構の業務から切り離すこととされた。

しかしながら、横浜市内には4万戸を超える機構賃貸住宅に多くの市民が居住しており、これらの居住者の不安の解消及び居住の安定に配慮することが求められる。

国会においても、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案審議の折、「機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。」と決議されたところであり、また、都市再生機構法案審議の折にも「居住者の居住の安定を図ることを政策目標として明確に定め、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通と連携の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。」、「賃貸住宅の家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう家賃制度や家賃改定ルールに対する十分な配慮に努めること。」と決議されている。

よって、政府及び独立行政法人都市再生機構におかれては、これらの附帯決議を遵守し、居住者の居住の安定確保に努めるよう強く要望する。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月28日

内閣総理大臣
国土交通大臣
独立行政法人都市再生機構理事長

）あて

横浜市議会議長

藤代耕一